

真宗大谷派 僧侶・坊守の皆様へ

真宗大谷派
東本願寺
higashi honganji
Shushu Otani-ji

真宗大谷派 団体医療・がん補償制度 ご案内



目次

もしもの病気やケガに、がんのリスクに備えて…	p.1
補償ラインナップ(基本補償)	p.2
保険金額・保険料	p.3
サービスのご案内	p.4
告知の大切さに関するご案内	p.5
ご加入方法のご案内	p.6
団体総合生活保険 補償の概要等	p.7~p.8
重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報のご説明)	p.9~p.13
ご加入内容確認事項(意向確認事項)	p.14

※真宗大谷派 団体医療・がん補償制度は、団体総合生活保険のペットネームです。

補償の種類

医療補償・がん補償

保険期間

2024年1月1日(午後4時)~2025年1月1日(午後4時)までの1年間

募集締切日

- 2024年1月1日から責任開始の場合 …… 2023年12月8日(金)
- 中途加入の場合 …… 毎月月末

申込月の翌々月1日が保険責任開始となります。中途加入は2024年7月末日まで受付しております。

保険料お支払い方法

ご指定の口座より引き落します(一時払)。

加入方法

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

新規ご加入の方

「加入依頼書」の必要事項をご記入・ご署名のうえ、担当代理店へご提出ください。
加入依頼書の記入方法等につきましては、p.6「ご加入方法のご案内」をご参照ください。

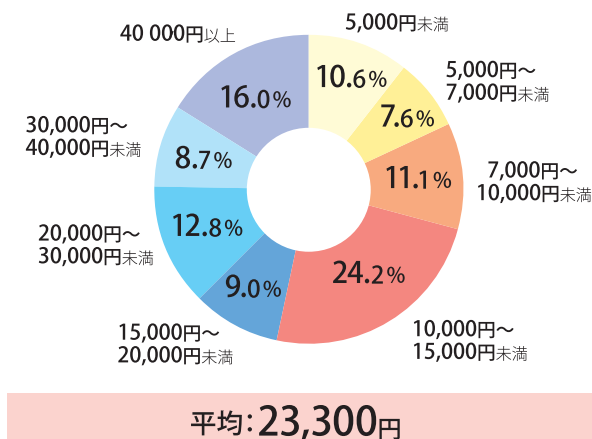
更新の方

今年度の募集パンフレット等に記載の内容にて更新される方につきましては特段のご加入手続き(加入依頼書のご提出等)は不要です。
今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は別紙のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

もしもの病気のリスクに備えて 「医療補償」があると安心です。

入院時の1日あたりの自己負担費用

〔集計ベース：過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人
(高額療養費制度を利用した人および利用しなかった人(適用外含む))〕



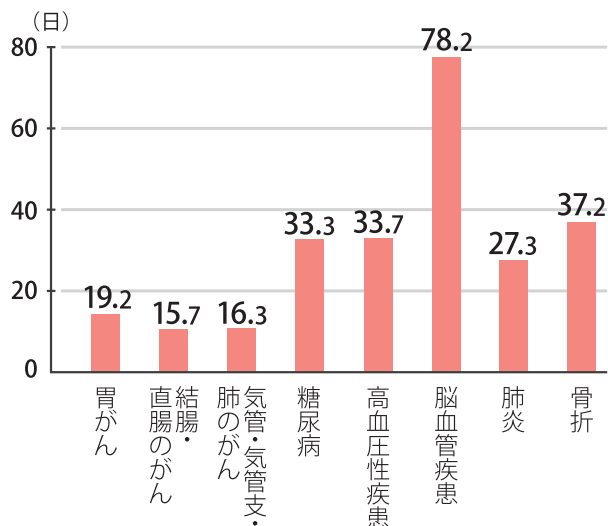
※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含まれます。)や衣類、日用品費等を含みます。

※高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額となります。

【出典】(公財)生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」

さらに 病気によっては入院期間が長くかかります。

退院患者平均在院日数



【出典】「平成29年患者調査」(厚生労働省)をもとに東京海上日動にて作成

だから 入院や手術を補償する「医療補償」だと安心です。

もしものがんのリスクに備えて 「がん補償」があると安心です。

日本の「がん(悪性新生物)」の
総患者数は、約178万人!

主ながん(悪性新生物)の患者数 (単位:万人)

悪性新生物	総数	男性	女性
胃	19.6	13.5	6.1
結腸および直腸	28.8	16.4	12.4
肝および肝内胆管	5.6	3.8	1.9
気管、気管支および肺	16.9	10.2	6.7
乳房	23.2	0.3	22.9

※総患者数は、平均診療間隔を用いて算出するため、男性と女性の合計が総数に合わない場合があります。

【出典】「平成29年患者調査」(厚生労働省)をもとに東京海上日動にて作成

一生のうち、おおよそ2人に1人が
がんと診断されるといわれています。

さらに 心配なのは、医療費!

■ 医療費と自己負担額の例

〈胃がんで15日間入院したケース〉

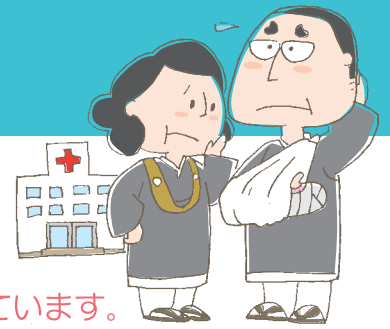
医療費の自己負担額	177,976円
差額ベッド代 他	133,000円
合計	約31.1万円

※70歳未満、月収27万円以上51.5万円未満の例
※医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合
(実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。)

【出典】(公財)生命保険文化センター
「医療保障ガイド」(2020年9月改訂版)をもとに
東京海上日動にて作成

だから まとまった資金の
準備ができると安心です。

補償ラインナップ(基本補償)



医療補償

病気やケガのリスクに備えます。

病気やケガによる入院・手術に加え、先進医療などの補償をご用意しています。

補償内容	保険金のお支払い	お支払い限度・制限など
疾病入院	病気で入院したときに、1日目から保険金をお支払いします。	1回の入院について60日を限度とします。
疾病手術	病気で手術をしたときに、保険金をお支払いします。	傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
放射線治療	病気やケガで放射線治療を受けたときに、保険金をお支払いします。	血液照射を除きます。複数回を受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。
傷害入院	ケガで入院したときに、1日目から保険金をお支払いします。	1回の入院について60日を限度とします。
傷害手術	ケガで手術をしたときに、保険金をお支払いします。	傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
総合先進医療	病気やケガで先進医療*2を受けたときに、保険金をお支払いします。	*2 対象となる先進医療については、「補償の概要等」をご確認ください。
総合先進医療一時金	総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けたときに、保険金(一時金)をお支払いします。	10万円をお支払いします。保険期間を通じて1回に限りです。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

がん補償

がんのリスクに備えます。

がん診断保険金

がんと診断確定*3されたときに、保険金(一時金)をお支払いします。

*3 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

● がんのリスクに備える

がんにかかる費用に備えることができます。

● 初期のがんも補償

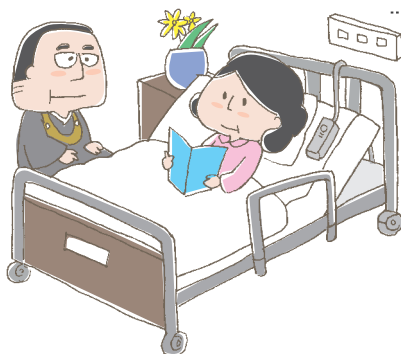
上皮内新生物 **白血病**

どちらも、がんの補償対象に含まれます。

● 再発・転移も補償

初めてがんと診断されたときはもちろん、継続前契約ですでに診断確定されたがんが一旦治癒した後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも、**それまでのお支払い回数にかかわらず補償します***

* お支払い事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、「がん診断保険金」をお支払いできません。



保険金をお支払いする主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

保険金額・保険料

保険期間：1年間

団体割引：10%

型		本人型			
性別		男性・女性共通			
プラン名		Aプラン	Bプラン		
医療補償	疾病入院保険金日額 (1日あたり・免責日数なし)	5,000円	1万円		
	疾病手術 保険金額	重大手術*1	20万円	40万円	
		上記以外の 手術	入院中	5万円	10万円
			入院中以外	2.5万円	5万円
	放射線治療保険金額	5万円	10万円		
	傷害入院保険金日額 (1日あたり・免責日数なし)	5,000円	1万円		
	傷害手術 保険金額	重大手術*1	20万円	40万円	
		上記以外の 手術	入院中	5万円	10万円
			入院中以外	2.5万円	5万円
総合先進医療基本保険金額 (実費)	400万円	800万円			
総合先進医療一時金額	10万円	10万円			
がん補償	がん診断保険金額	100万円	100万円		
保険料 (一時払)	年 齢	Aプラン	Bプラン		
	5～9歳	8,310円	14,720円		
	10～14歳	8,690円	14,710円		
	15～19歳	8,570円	15,070円		
	20～24歳	9,660円	18,100円		
	25～29歳	11,170円	20,160円		
	30～34歳	12,720円	22,030円		
	35～39歳	14,450円	24,200円		
	40～44歳	17,230円	27,730円		
	45～49歳	22,360円	35,460円		
	50～54歳	31,240円	47,680円		
	55～59歳	45,070円	67,190円		
	60～64歳	64,150円	95,080円		
	65～69歳	85,310円	126,500円		
	70～74歳	110,190円	165,640円		
	75～79歳	134,600円	203,210円		
	80～84歳	159,290円	241,150円		
85～89歳	169,440円	250,460円			

*1 対象となる重大手術とは、以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます。(重大手術の支払倍率変更に関する特約が自動セットされています。)

①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術

③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術

②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術

④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾臓・腎臓の全体または一部の移植手術

※ 保険料は、保険の対象となる方で本人の年齢(保険期間の初日時点の満年齢をいいます。)によって異なります。

※ 保険の対象となる方で本人としてご加入いただける方は、年齢が、満5歳以上満89歳以下の方に限ります。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

受付時間 *1

24時間365日



0120-708-110

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です（予約受付は、24時間365日）。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

転院・患者移送手配 *2

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。



介護アシスト

自動セット

お電話にて高齢者の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

受付時間

いずれも土日祝日、年末年始を除く



0120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム *1」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

【ホームページアドレス】 www.kaigonw.ne.jp/

・電話介護相談 / 9:00~17:00
・各種サービス優待紹介 / 9:00~17:00

各種サービス優待紹介 *2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間

いずれも土日祝日、年末年始を除く



0120-285-110

・法律相談 / 10:00~18:00
・税務相談 / 14:00~16:00

・社会保険に関する相談 / 10:00~18:00
・暮らしの情報提供 / 10:00~16:00

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

【ホームページアドレス】

www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。



ご注意ください

各サービス
共通

- ・ご相談のご利用は、保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者 *1・ご親族 *2の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

告知の大切さに関するご案内

告知の大切さについて、ご説明させていただきます。

医療補償、がん補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合^{*1}には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

^{*1} 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書で記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります)。

1

告知書は保険の対象となる方(被保険者) **ご自身がありのままにご記入**ください。^{*2}
告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。^{*3}

^{*2} ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方で自身をご記入ください。

^{*3} 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

2

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

3

お申込み後、保険金請求時等に、**告知内容についてご確認させていただく場合**があります。

告知いただく内容例^{*4}は次のとおりです。

^{*4} 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。

- ① 入院または手術の有無(予定を含みます)。
- ② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます)の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の有無 等

【以下のケースもすべて告知が必要です!】

- 現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- 過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- 過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」との指摘を受けたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。

★告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。
詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

ご注意ください! 告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

- 新たな保険契約への切替の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。
- 告知すべき内容を後日思い出された場合には、パンフレット等に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。
- 医療補償については、支払責任の開始する日より前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金お支払いの対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した入院等については、保険金お支払いの対象となります。
- ご加入者となられた僧侶・坊主の方が死亡された場合、当該制度からは脱退いただくこととなります。また、加入者と被保険者が相違している場合、一旦脱退後に、同じ被保険者の方が別の加入者のもとで再度加入される際には新規手続きと同様、健康状態の告知が必要となり、その時点での健康状態によってはお引受けできない場合がございます。

★この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。
告知に関するお問い合わせは、裏表紙に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入方法のご案内

- ご加入の際は、下記①～⑫の記入方法のご案内に沿ってご記入ください。
- ①、④、⑥については記入が漏れてしまうことがありますのでご注意ください。
- 加入依頼書は、保険の対象となる方(被保険者)ご本人1名につき1部必要となります。
保険の対象となる方(ご本人)の人数に応じて、必要部数をパンフレット等記載のお問い合わせ先までお申し出ください。

※下記はイメージです。実際のものとは異なる場合があります。

① 記入日を必ず記入してください。

② 加入のお申し込みをされるお客様【ご加入者】
ご住所、お名前のカナ・漢字、電話番号、生年月日・性別等の必要事項をご記入ください。
※電話番号と郵便番号にはハイフンを入れてください。

③ ⑪ フルネームの自署をお願いします。
③についてはご加入者、
⑪については被保険者ご本人の自署をお願いします。

④ 「新規に加入」に○をしてください。

⑤ 加入者・1回分合計保険料
加入者ごとの1回分の保険料をご記入ください。
※被保険者明細が複数部の場合は、
合算した保険料をご記入ください。

⑥ 保険の対象となる方【被保険者】
本人のお名前・生年月日・性別／本人のご住所
〈加入者と同じ場合〉
「ご加入者と同じ」に○をしてください。
※各項目のご記入は不要です。
〈加入者と異なる場合〉
各項目をご記入ください。

⑦ 加入者からみた続柄
続柄コードをご記入ください。

続柄コード	
01	本人
02	配偶者
03	父母
04	子
05	兄弟姉妹
06	祖父母
07	孫
08	その他親族
10	雇用主(法人)
11	雇用主(個人事業主)
12	従業員
99	その他

他の保険契約等★
該当がある場合は、「あり」に○をし、
加入依頼書裏面に内容をご記入ください。

⑧ がん保険金受取人を記入してください。
がん補償で被保険者本人の保険金受取人をご自身(被保険者本人)以外の方に指定する場合は、がん保険金受取人指名(カナ)、被保険者本人からみた受取人の続柄コード(左記参照)をご記入ください。

真宗大谷派 団体医療・がん補償制度 加入依頼書

損害保険料預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書

⑧ がん保険金受取人を記入してください。

⑨ ご加入いただくタイプを選択ください。

⑩ 質問に必ずご回答ください。

⑫ 別紙の損害保険料預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書については、必ず1、2枚目ともにご署名ならびに金融機関届出印を捺印頂きますようお願い申し上げます。

医療補償

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等（介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。）に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払い対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合						
医療補償基本特約	疾病入院保険金	<p>病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を超えた場合</p> <p>■ 疾病入院保険金日額に入院した日数(入院日数－疾病入院免責日数*1)を乗じた額をお支払いします。</p> <p>ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度(疾病入院免責日数*1は含みません。)とします。</p> <p>※疾病入院保険金支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>*1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ(その方が受け取るべき金額部分) 						
	疾病手術保険金	<p>病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合</p> <p>■ 以下の金額をお支払いします。</p> <table border="1"> <tr> <td>① 重大手術(詳細は欄外ご参照)</td> <td>疾病入院保険金日額の40倍</td> </tr> <tr> <td>② ①以外の入院中の手術</td> <td>疾病入院保険金日額の10倍</td> </tr> <tr> <td>③ ①および②以外の手術</td> <td>疾病入院保険金日額の5倍</td> </tr> </table> <p>*1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>	① 重大手術(詳細は欄外ご参照)	疾病入院保険金日額の40倍	② ①以外の入院中の手術	疾病入院保険金日額の10倍	③ ①および②以外の手術	疾病入院保険金日額の5倍	<ul style="list-style-type: none"> 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ 精神障害を原因とする事故によって被ったケガ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ アルコール依存および薬物依存
	① 重大手術(詳細は欄外ご参照)	疾病入院保険金日額の40倍							
	② ①以外の入院中の手術	疾病入院保険金日額の10倍							
	③ ①および②以外の手術	疾病入院保険金日額の5倍							
放射線治療保険金	<p>病気やケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療*1を受けられた場合</p> <p>■ 疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。</p> <p>*1 血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、手術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3 							
傷害入院保険金	<p>ケガによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が傷害入院免責日数*1を超えた場合</p> <p>■ 傷害入院保険金日額に入院した日数(入院日数－傷害入院免責日数*1)を乗じた額をお支払いします。</p> <p>ただし、1回の入院について、傷害入院保険金支払限度日数*2を限度(傷害入院免責日数*1は含みません。)とします。</p> <p>※傷害入院保険金支払われる入院中、さらに別のケガをされても傷害入院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>*1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> *1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。 *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払いの対象となります。 *3 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。 							
傷害手術保険金	<p>ケガの治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1を受けられた場合</p> <p>■ 以下の金額をお支払いします。</p> <table border="1"> <tr> <td>① 重大手術(詳細は欄外ご参照)</td> <td>傷害入院保険金日額の40倍</td> </tr> <tr> <td>② ①以外の入院中の手術</td> <td>傷害入院保険金日額の10倍</td> </tr> <tr> <td>③ ①および②以外の手術</td> <td>傷害入院保険金日額の5倍</td> </tr> </table> <p>*1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>	① 重大手術(詳細は欄外ご参照)	傷害入院保険金日額の40倍	② ①以外の入院中の手術	傷害入院保険金日額の10倍	③ ①および②以外の手術	傷害入院保険金日額の5倍		
① 重大手術(詳細は欄外ご参照)	傷害入院保険金日額の40倍								
② ①以外の入院中の手術	傷害入院保険金日額の10倍								
③ ①および②以外の手術	傷害入院保険金日額の5倍								

※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- 入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- 退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院

※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます(重大手術の支払倍率変更に関する特約が自動セットされています。)

- ①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
- ②心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
- ③脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
- ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓の全体または一部の移植手術

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
総合先進医療特約	総合先進医療基本保険金	<p>病気やケガによって保険期間中に先進医療*1を受けられた場合（保険の対象となる方が一連の先進医療を受けた場合は、最初に受けた日に保険金支払事由に該当したものとみなします。）</p> <p>■先進医療にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。</p> <p>ただし、保険期間を通じて、総合先進医療基本保険金額を限度とします。</p> <p>*1 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養*3は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。</p> <p>*2 次の費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用（自己負担部分を含む） ii. 先進医療以外の評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用 <p>*3 次のいずれかに該当するものをいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療 	(医療補償基本特約と同じ)
	総合先進医療一時金	<p>病気やケガによって保険期間中に総合先進医療基本保険金が支払われる先進医療を受けられた場合</p> <p>■10万円をお支払いします。</p> <p>ただし、総合先進医療一時金のお支払いは、保険期間を通じて、1回に限ります。</p>	

【「総合先進医療特約」における粒子線治療*1費用のお支払いについて】

「総合先進医療特約」のお支払いの対象となる粒子線治療*1について、一定の条件*2を満たす場合に、東京海上日動から治療を実施した医療機関へ粒子線治療*1にかかる技術料相当額を照射日以降に直接お支払いできる場合があります。事前のお手続きが必要になるため、遅くとも治療開始の3週間前までに《お問い合わせ先》までご連絡ください（医療機関ではなく、お客様にお支払いすることもできます。）。

- *1 「粒子線治療」とは、重粒子線治療、陽子線治療をいいます。
- *2 「一定の条件」とは、以下の条件等をいいます。詳細は《お問い合わせ先》までご連絡ください。
 - ・責任開始日から1年以上継続してご加入いただいていること。
 - ・粒子線治療*1開始前に保険金のお支払い対象であることが確認できること。

※変更・中止となる場合があります。

がん補償 保険の対象となる方が「がん*1」と診断確定された場合に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

がん*1と診断確定されたときに、がん*1以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん*1の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- *1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」および「国際疾病分類—腫瘍学（NCC監修）第3版（2012年改訂版）」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この保険の補償対象となりません。なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類—腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

- ❗ 初年度契約の保険始期前にかんがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金はお支払いできません（この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。）。

		保険金をお支払いする主な場合
がん補償基本特約	がん診断保険金	<p>保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●初めてがんと診断確定された場合 ●この保険契約が継続契約の場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約）から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん（原発がん）を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ●原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 <p>■がん診断保険金額をお支払いします。</p> <p>ただし、がん診断保険金のお支払いは保険期間を通じて1回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。</p>

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報のご説明) 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

マークのご説明



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

I ご加入前におけるご確認事項

1. 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申し出により任意にご加入いただける特約等はパンフレットに記載のとおりです。この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消させていただきますことがあります。

2. 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3. 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご確認ください*2。

●医療費用補償特約

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1 契約のみにセットする場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなる場合がありますので、ご注意ください。

4. 保険金額等の設定



この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご確認ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

医療補償、がん補償においては、保険期間の途中でご加入者からの申し出による保険金額の増額等はできません*1。

*1 がん補償においては、更新時でも保険金額の増額等はできません。



(金融庁ホームページ)



5. 保険期間および補償の開始・終了時期

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払い対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3) 保険料の一括払込みが必要な場合について

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

① 脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合

② ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

※医療補償、がん補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意ください内容につきましては、後記「II-1 告知義務」をご確認ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます (例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)

7. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1. 告知義務



加入依頼書等に★のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください（項目名は補償によって異なる場合があります。）。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】

項目名	基本補償・特約	医療補償 がん補償
生年月日		★
性別		★
職業・職務		—
健康状態告知*1		★

★：告知事項

※すべての補償について「他の保険契約等*2」を締結されている場合は、その内容についても告知事項（★）となります。

*1 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。

*2 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

【医療補償・がん補償の「告知」（健康状態告知書）】

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されると、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去のご病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日*3から1年以内であれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります*4。

●責任開始日*3から1年を経過していても、保険金の支払事由が1年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。

●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*5（ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。）。

*3 ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。

*4 更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

*5 更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

（例）「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2. クーリングオフ



ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3. 保険金受取人



【がん補償】

保険金受取人を特定の方に指定する場合は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（原則として親族の中から、1名を選択してください。指定がない場合、保険金は保険の対象となる方にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

4. 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意



現在のご加入を解約、減額等をするを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りをする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による契約の取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1. 通知義務等



【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、前記「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

- すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、お問い合わせ先までお問い合わせください。

ご加入内容変更をいただいてから 1 か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、お問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2. 解約される時



ご加入を解約される場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3. 保険の対象となる方からのお申出による解約



医療補償・がん補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、お問い合わせ先までお問い合わせください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願い申し上げます。

4. 満期を迎えるとき



【保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合】

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合】

医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

【更新後契約の補償内容を拡充する場合】

医療補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、お問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

【更新加入依頼書等記載の内容】

更新加入依頼書等に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等について確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、お問い合わせ先までご連絡くださいますようお願いいたします。

【ご加入内容を変更されている場合】

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

1. 個人情報の取扱い



●保険契約者である団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）をご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
 - ①この保険が継続されてきた最初のご加入（初年度契約といいます。）の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
 - ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき（その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。）
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3. ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4. 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	経営破綻した場合等のお取扱い
医療補償、がん補償	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。

5. その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがら記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

6. 事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、直ちに（医療補償、がん補償等については30日以内に）パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

- ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
- ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（からだに関する補償においては東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- ・附加給付の支給額が確認できる書類
- ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類

●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1 または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。

*1 法律上の配偶者に限ります。

●保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。

- ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後に、保険の対象となる方（またはご加入者）からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方（またはご加入者）に傷病名等を察知される可能性があります。
- ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方（またはご加入者）が知る可能性がある具体的な事例は以下のとおりです。
 1. 保険の対象となる方（またはご加入者）が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合

本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

●保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。

東京海上日動安心110番(事故受付センター)のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社 保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは **03-4332-5241** をご利用ください。
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます)



本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動ホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります）。ご不明点等がある場合は、お問い合わせ先までご連絡ください。

東京海上日動安心110番(事故受付センター)



0120-720-110 受付時間：24時間365日

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも「東京海上日動安心110番」へ

東京海上日動のホームページのご案内 www.tokiomarine-nichido.co.jp

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、お問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

- 保険金をお支払いする主な場合 保険金額、免責金額（自己負担額）
- 保険期間 保険料・保険料払込方法
- 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、お問い合わせ先までご連絡ください。

確認事項
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか？
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 <input type="checkbox"/> 保険の対象となる方によって「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか？
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただきましたか？

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意」についてご確認ください。

MEMO

制度の特徴

1. 真宗大谷派を1つの団体として**10%**の団体割引が適用されます!

2. ご加入の際、医師の診査は不要です!

加入依頼書等の質問事項(健康状態告知)にお答えいただくことでご加入いただけます。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

3. 充実したサービスにより、安心をお届けします!

自動セット



4. 僧侶・坊主の方を加入者・ご家族の方を補償の対象者としてご加入いただくことができます!

〈保険の対象となる方(被保険者)〉

保険の対象となる方は、右表の範囲に該当し、かつ、加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

年齢*1	左記以外の条件
満5歳以上 満89歳以下	①真宗大谷派の僧侶、坊主 ②上記①の家族 (1)配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟 (2)上記①と同居されているご親族の方

*1 保険期間の初日時点の満年齢をいいます。

『保険の対象となる方(被保険者)について』における用語の解説

- (1)配偶者: 法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(婚約とは異なります。)にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、a.婚姻意思を有すること(戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。)、b.同居のより夫婦同様の共同生活を送っていること。
- (2)親族: 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)

この保険は、真宗大谷派を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として真宗大谷派が有します。

ご注意

現在ご加入の方につきましては、表記記載の募集締切日までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。

ご加入のご相談・お問い合わせ先(募集代理店)

ご加入のご相談やお申し込み、ご不明な点がございましたら下記募集代理店までご連絡ください。

教区	教区担当の募集代理店	住所	TEL	FAX	
北海道教区	㈱東京海上日動パートナーズ北海道 札幌支店	札幌市中央区北1条西3丁目3番地22 STV時計台通ビル6F	011-232-0701	011-232-0702	
東北教区	奥羽エリア	㈱東京海上日動パートナーズ東北 能代支社	秋田県能代市鳥小屋33-1	0185-74-6200	0185-74-6300
	山形エリア	㈱東京海上日動パートナーズ東北 山形支社	山形市城西町4丁目4番16号 ダイヤ1城西B-2F	023-666-7635	023-666-7645
	仙台エリア	㈱東京海上日動パートナーズ東北 仙台支社	仙台市宮城野区榴岡3丁目4-18-1F	022-207-3811	022-207-3813
東京教区	㈱東京海上日動パートナーズ TOKIO 池袋支店	東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60ビル30階	03-6907-4622	03-6907-4623	
新潟教区	三条エリア	㈱東京海上日動パートナーズEAST 燕三条支社	三条市一ノ門2-12-20 三条東京海上日動ビル3階	0256-46-0466	0256-46-0467
	高田エリア	㈱東京海上日動パートナーズEAST 上越支社	上越市西城町3-5-21 ノーブルスクエア3A	025-520-7105	025-523-8611
富山教区	富山エリア	㈱東京海上日動パートナーズ東海北陸 富山支社	富山市牛島新町5-5 インテックビル2F	076-471-7602	076-471-7603
	高岡エリア	㈱東京海上日動パートナーズ東海北陸 高岡支社	高岡市広小路6番1号 広小路ビル4階	0766-28-6010	0766-28-6020
能登教区	㈱東京海上日動パートナーズ東海北陸 能登支社	七尾市御祓町1番地 パトリア3階	0767-57-5517	0767-57-5547	
金沢教区					
小松教区	小松エリア	㈱東京海上日動パートナーズ東海北陸 金沢支社	金沢市鞍月5丁目177 AUBE II 7階	076-225-7000	076-225-7200
	大聖寺エリア				
福井教区	㈱東京海上日動パートナーズ東海北陸 福井支社	福井市毛矢2-7-5 TAIKO毛矢ビル2F	0776-33-6033	0776-33-6055	
岐阜高山教区	㈱東京海上日動パートナーズ東海北陸 岐阜支店	岐阜市金町6-4 岐阜東京海上日動ビル1階	058-264-4139	058-264-4478	
大垣教区	㈱東京海上日動パートナーズ東海北陸 大垣支社	大垣市室本町5-14 大垣東京海上日動ビル3階	0584-78-8901	0584-78-8902	
岡崎教区	㈱東京海上日動パートナーズ東海北陸 岡崎支社	岡崎市康生通東1-1 岡崎フロントビル5階	0564-24-2271	0564-24-2321	
名古屋教区	㈱東京海上日動パートナーズ東海北陸 名古屋支店	名古屋市東区葵1-16-38 葵ガーデンビル1F	052-508-7111	052-508-7605	
三重教区	㈱東京海上日動パートナーズ東海北陸 三重支店 四日市支社	四日市市鶴の森1-3-20 萩ビル5F	059-350-1277	059-354-0655	
長浜教区	㈱東京海上日動パートナーズかんさい 滋賀支店 彦根支社	滋賀県彦根市大東町3-1 近江鉄道彦根西ビル1F	0749-47-3450	0749-47-3451	
京都教区	㈱東京海上日動パートナーズかんさい 京都支店	京都市中京区壬生坊城町24-1 古川勘ビル7階	075-823-6262	075-823-6277	
大阪教区	㈱東京海上日動パートナーズかんさい 大阪北支店	大阪市中央区北浜2-6-26 大阪グリーンビル4F	06-6233-7225	06-6209-7200	
山陽教区	㈱東京海上日動パートナーズかんさい 神戸支社	神戸市中央区海岸通8番 神港ビル801	078-333-9101	078-333-9102	
四国教区	㈱東京海上日動パートナーズ中国四国 高松支店	高松市兵庫町8番1 高松兵庫町ビル2階	087-813-0085	087-813-0083	
九州教区	日豊エリア	㈱東京海上日動パートナーズ九州 中津支社	中津市豊田町3-7-4 坪根ビル1F	0979-62-9182	0979-62-9183
	久留米エリア	㈱東京海上日動パートナーズ九州 久留米支社	久留米市日吉町15-60 ニッセイ久留米ビル7階	0942-46-2201	0942-46-2202
	長崎エリア	㈱東京海上日動パートナーズ九州 長崎支店 長崎支社	長崎市江戸町6-5 江戸町センタービル 3F	095-828-2270	095-828-2271
	熊本エリア	㈱東京海上日動パートナーズ九州 熊本支社	熊本市中央区九品寺2丁目1-24 熊本九品寺ビル4F	096-372-5005	096-372-5006
鹿児島教区	㈱東京海上日動パートナーズ九州 鹿児島支店	鹿児島市加治屋町12-5 鹿児島東京海上日動ビル5階	099-226-6811	099-216-8331	

※募集代理店より、加入依頼書をお送りいたしますので、必要事項をご記入いただき、ご返送ください。

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社(事務とりまとめ担当課) 京都本部 京都開発課
〒600-8570 京都市下京区四条通富小路角 TEL:075-241-1156